

愛知県一宮総合運動場ネーミングライツ契約書（案）

愛知県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する愛知県一宮総合運動場に対する施設命名権及びこれに付帯する諸権利等（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第2条 本契約は、民間の資金を活用して、愛知県一宮総合運動場の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場を提供することを目的とする。

（ネーミングライツ）

第3条 甲は、乙に対して、愛知県一宮総合運動場のネーミングライツを付与する。この場合、乙の定める愛知県一宮総合運動場の名称は愛称とし、愛知県一宮総合運動場の正式名称はこれを変更しない。

2 愛知県一宮総合運動場の愛称は次のとおりとする。

「〇〇〇〇」

3 乙は愛知県一宮総合運動場のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

（施設命名権に付帯する諸権利等）

第4条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等（以下「パートナーメリット」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 愛称掲出権：愛知県一宮総合運動場施設ウェブページ、広報チラシ、パンフレット、スタッフユニフォーム、スタッフ名刺、封筒等
- (2) 施設内外看板への広告掲出権
- (3) 企業の販促物品の頒布権：受付窓口、事務室前、書類ラック等
- (4) 施設を利用した社会貢献活動の実施許可：ボランティア活動、美化・清掃活動、巡回・点検活動等

（契約期間）

第5条 本契約の契約期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

(契約金額)

第6条 本契約に基づく契約金額は、年額〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇〇〇円）とする。

- 2 乙は、前項に定める金額を、契約期間中の各年度の4月15日に甲の発行する納入通知書により4月30日までに甲に納入しなければならない。
- 3 乙が、前項に規定する日までに本条第1項に規定する金額を納付しないときは、支払期日の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した違約金を甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により甲に納入しなければならない。

(名称表示サイン等の変更)

第7条 甲は、愛知県一宮総合運動場内外の名称表示サイン（以下「サイン」という。）のうち乙が指定するものについて、第3条の愛称に変更することを了承する。

- 2 前項に定めるほか、乙は甲と協議の上、愛知県一宮総合運動場の施設及び敷地内に新たにサインを設置することができるものとする。
- 3 サイン変更工事及び新たな設置工事は、乙が実施するものとし、その費用は乙の負担とする。
- 4 第1項に定めるサインは、甲に帰属するものとし、第2項に定めるサインは、乙に帰属するものとする。
- 5 本契約終了時は、乙の費用負担により、本契約開始前のサインに原状回復するものとする。
- 6 甲は、甲以外の第三者が設置した愛知県一宮総合運動場外のサインについて、当該第三者に対し、第3条の愛称に基づくサインの変更の申し入れに協力することとするが、当該変更に係る費用負担はしないものとし、当該第三者がサインの変更に応じなかった場合にも、乙に対してその責めを負わない。

(サインの管理)

第8条 サインの修繕等、維持管理に要する費用については、前条により定められた甲乙それぞれに帰属するサインにつき負担するものとする。

(ネーミングライツの周知)

第9条 甲は、愛知県一宮総合運動場のネーミングライツに対する県民への周知と理解を図るため、あらゆる機会を利用して、愛称の普及及び定着に努めるものとする。

(知的財産権の無償使用)

第10条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

- 2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途

定めるものとする。

- 3 標示された愛称が第三者の知的財産権を侵害した場合には、乙は自らの責と負担においてこれを解決し、甲には一切迷惑をかけるものとする。

(損害賠償)

第 11 条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約解除権)

第 12 条 甲又は乙のいずれかが、正当な理由なく本契約に定める義務を履行しないときは、その相手方は本契約を解除することができる。

- 2 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は本契約を解除することができる。
- 3 前 2 項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。
- 4 前項の場合にあっては、乙の費用負担により、第 4 条に掲げるパートナーメリットとして変更したサイン等の原状回復を行うものとする。
- 5 第 1 項に基づく乙の申入れにより本契約が解除された場合、及び災害その他の不可抗力等、甲乙双方の責めに帰し得ない事由により本契約が終了した場合、甲は既に支払われた契約金のうち未履行分について、日割りによる計算の上、乙に速やかに返還するものとする。

(有益費等の放棄)

第 13 条 本契約が終了したとき、又は甲が前条に定める解除権を行使したときは、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 14 条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

- 2 前項に対する違反があった場合には、甲は第 12 条第 1 項に基づき契約を解除できる。

(業務委託等の禁止)

第 15 条 乙は、愛称を掲示した広告物の製作及び帳票類の製作等、乙の責任のもとで他者への業務委託が合理的であると判断される場合を除き、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときはこの限りではない。

(契約の費用等)

第 16 条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 17 条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはいけない。

2 前項の規定は、本契約の終了または解除の後も効力を有する。

(疑義に関する協議)

第 18 条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 本契約に関して紛争が生じた場合は、名古屋地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 27 年 月 日

(甲) 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛 知 県
代表者
愛知県教育委員会教育長 野村 道朗

(乙)

特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙（その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項により契約が解除された場合における当該解除に係る違約金の徴収については、本契約の定めるところによる。ただし、この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責を負わない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第3条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第4号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第5号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第5号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第5条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。